

東海道関宿街道まつり バザーの出店について

1. 出店について

- ・バザーについては、次の目的に当てはまる内容のみ出店することができます。
 - ①営利を目的とせず、まつりの盛り上げ、福祉向上等を目的としたバザーであること。
 - ②地場産品、地場産業の普及、振興のためのバザーであること。
- ・実行委員会で精査し、出店の可否を決定いたしますので、申し込みの内容によっては、出店をお断りする場合があります。
- ・申込数が多い場合は、抽選となる可能性がありますので、予めご了承ください。
(昨年と同じ出店場所でできるとは限りません。)
- ・バザーの出店品目について「アルコールの販売」は認めません。

2. 記入について

- ・別紙記入例①を参考に「露店等出店申込書・同意書」へ記入していただきますようお願いいたします。
 - ・必要備品がありましたら、申込書とあわせ『「第34回東海道関宿街道まつり」露店等出店に係る準備物等申込書』を提出してください。こちらに関しましても別紙記入例②を参考に記入していただきますようお願いいたします。
- ※「東海道関宿街道まつり開催にかかる露店等出店規約」につきましては、同封しましたのでそちらをご覧ください。

3. 備品のレンタル料について

テント(大)(小)・長机・椅子などの必要備品を申し込まれた場合に関しましては、レンタル料を徴収します。

但し、申込書の下記にあるレンタル料免除条件の2～5に該当する団体は、申込書記入欄にある「免除を希望する」に○をつけ、免除理由をご記入いただき、まつり開催後1ヵ月以内に免除申請書を提出してください。(免除申請書の記入方法は記入例③をご覧ください。)

その他、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

東海道関宿街道まつり実行委員会事務局
亀山市生活文化部地域観光課観光交流G内
〒519-1192 亀山市関町木崎919-1
TEL 0595-96-1215 FAX 0595-96-2414
E-mail:kanko@city.kameyama.mie.jp